合宿型若者自立プログラム

YOKOHAMA MODERN APPRENTICESHIP CENTRE

緊急人材育成支援事業 基金訓練【社会的事業者等訓練コース】

よこはま アプレンティスシップセンター

|毎月開講予定!|

合宿型若者自立プログラムとは

平成22年度4月より【緊急人材育成支援事業 基金訓練 社会的事業者等訓練コース】の一環として スタートした、合宿生活を主体とした自立支援プログラムです。



対象者:義務教育修了後1年以上経過し、1年以上前から現在に至る まで無業状態が継続している、 概ね 40 歳未満の者。

募集期間: 平成 23 年 5 月 10 日 (火) ~平成 23 年 5 月 30 日 (月)

選考日: 平成23年6月1日(水) 選考方法:面接 選考結果通知日: 平成23年6月3日(金) *電話による選考結果の問い合わせは受け付けません。

ただし、通知日から3日を過ぎても郵便が届かない場合は、下記連絡 先に電話にてお尋ねください。

◆ プログラム・講座受講費:無料

◆基本生活費:105,000 円/月 (消費稅込)

*一定の条件を満たす方は、訓練・生活支援給付金の申請が可能です。

◆研修場所: ㈱K2 インターナショナル研修所(根岸駅より徒歩5分)

*就労・職場体験先、宿泊場所とは異なります。

◆宿泊、寮: アパート形式

*各部屋に風呂、トイレ、キッチンがあり冷蔵庫、洗濯機、ベッドを備えています。

説明会 ◆ 毎月第2、第4土曜日/午前11時~

K2ビル

*食事は平日3食、研修所で皆一緒にとります。

訓練科名:若者自立支援・技能習得科

訓練期間:平成23年6月22日~平成23年12月16日

訓練定員: 6名

訓練目標:就職活動に向けた生活習慣の改善、意識喚起、 コミュニケーションスキルの向上を図るとともに、様々 な分野の就職にあたり、有用な基礎的な知識・技能習得

を目指す。

◆詳しくは下記連絡先へのご連絡、また説明会のご参加をお願い致します。



担当:金

〒235-0005 神奈川県横浜市磯子区東町 9-9

場所 認定番号: 22-14-04-21-1313 K2 インターナショナルジャパン (K2 ビル 4F) 〒235-0005 横浜市磯子区東町9-9 ※事前に予約が必要です。 (当日予約可) インターナショナルグルー ※ 根岸駅より徒歩5分 JR根岸駅 Y-MAC よこはまアプレンティスシップセンター

TEL: 045-752-5066 (受付時間/9:00~17:00) FAX: 045-751-9460 Email: info@k2-inter.com http://www.k2-inter.com

居住地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)において、求職申込・相談・手続きを行い、受講申込書の必要 事項を記入の上、下記連絡先にご連絡下さい。詳しい選考方法や訓練内容のご説明をさせて頂きます。

■ 連絡先 (㈱ K2 インターナショナルジャパン事務局(担当:金)

045-752-5066(受付時間 9:00~17:00)

- *公共職業安定所の受付時間は午前8時30分から午後5時までになります。(土.日祝日を除
- *受講申込書は選考日に本人が持参してください
- *受講申込書の公共職業安定所記入欄の記載がない場合、申込書は無効です。

《訓練カリキュラム》

訓練内容	科目		科目の内容	時間
	学科	1)オリエンテーション・ 入校式・修了式	合宿生活に関する注意・心構え、プログラムの目的、受講の心構え、個人の目標設定など	19hr
		2) 職業適性検査、 職業選びについて	GATB適正検査とその振り返り 職業に関しての講義と仕事選びなど	10hr
		3)生活スキル講座	コミュニケーションスキル、お礼状の書き方、金銭管理、危機管理、防犯、衛生スキル、 健康管理、メンタル管理など	30hr
		4) ビジネスマナープログラム	敬語、電話応対、報告・連絡・相談、面接マナー、履歴書、メモ取りワーク、接客、 職場でのマナー、身だしなみなど	30hr
		5) キャリアカウンセリング	求人票の読み取り、情報収集、OHBYカードなど	15hr
	実技	1)生活スキルプログラム	共同生活におけるコミュニケーション、自炊、清掃、自己管理、時間管理、身だしなみ、 余暇の過ごし方、アクティビティ、ワークショップなど	120hr
		2)ボランティア体験	高齢者施設、障害者施設、乳幼児・学童でのボランティア、地域ボランティア	50hr
		3)就労体験	飲食店補助作業、清掃業、事務研修、軽作業等、基礎的なもの	100hr
		4)PC スキルトレーニング	ワード・エクセル・メールの書き方、インターネットの検索方法など	30hr
			職場体験(飲食店、給食事業、清掃業、事務職、若者支援機関、学童保育)(170hr.) 職業人講話3名 (15hr.) 職場見学3件 (15hr.)	200hr

◆ 訓練・生活支援給付金について

訓練受講期間中、下記の資格要件を満たす場合、単身の方には 10 万円/月、 扶養家族の居る方には 12 万円/月の訓練・生活支援給付金が支給されます。

※ 中央職業能力開発協会で審査があります

資格要件すべてに該当する方が対象となります。

- ・ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ・雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ・世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ・年収が 200 万円以下、かつ世帯全体の年収 300 万円以下の方
- ・世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ・現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ・過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ・就職安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方
- ※遅刻・欠席・早退などで出席率が8割に満たない場合はそれ以後の給付金は支給されません
- ※選考の結果、合格された方は、現在の住所または居所を管轄するハローワークにて受講勧奨を受け、訓練・生活支援給付を希望される方は 受給資格認定申請書の提出をお願いします。
- ※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、上記の詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

